

日本頭蓋顎顔面外科学会専門医制度施行細則

2009年11月20日制定

2010年10月30日改定

2011年6月3日改定

2012年6月22日改定

2013年12月25日改定

2014年11月6日改定

第1章 運営

第1条 日本頭蓋顎顔面外科学会専門医制度規則の施行にあたり、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2章 専門医委員会

第2条 専門医委員会（以下委員会と略す）の委員長（以下委員長と略す）は理事長が指名する。

第3条 委員会の委員数は10名以上とする。委員は、委員長が代議員の中から選任する。

第4条 委員会の委員の任期は2年とし再任をさまたげない。ただし引き続いて4年を超えることはできない。

第5条 委員会の委員に欠員が生じたときは委員長が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 委員会は、定数の2分の1以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第7条 委員会の委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第8条 委員会の事務は日本頭蓋顎顔面外科学会事務局において行う。

第3章 専門医申請資格

第9条 専門医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。

- 1) 日本頭蓋顎顔面外科学会の会員歴を連続して3年以上有していること
- 2) 日本形成外科学会認定専門医を取得後、日本頭蓋顎顔面外科学会が認定した研修施設で3年以上の研修歴を有していること。

＊暫定措置として、当分の間は日本形成外科学会認定施設および教育関連施設が研修施設として該当する。なお、海外の施設における研修実績についても研修歴として認める。

- 3) 日本頭蓋顎顔面外科学会学術集会における2編以上の発表歴（筆頭もしくは発表指導者）と、頭蓋顎顔面外科領域に関する2編以上の学術論文もしくは著書執筆歴（筆頭もしくは執筆指導者）を有していること。

＊学術集会の発表歴には、特別講演や教育講演などの講演歴、ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴、学術集会での座長や司会歴も含まれる。

＊執筆指導者（発表指導者）とは、共同執筆者（発表者）の中で最も指導的立場にいる執筆者（発表者）が該当する。

- 4) 頭蓋顎顔面外科領域における診療記録を提出する。対象となる疾患、書式については別紙（申請の手引き）に定める。
- 5) 日本頭蓋顎顔面外科学会が主催する専門医認定教育セミナーもしくは学術講習会の受講歴を2回以上有していること

第4章 申請書類

第10条 専門医の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定申請書と所定の審査料
- 2) 医師免許証の写し
- 3) 履歴書
- 4) 研修証明書
- 5) 形成外科学会専門医認定証の写し
- 6) 業績目録
- 7) 症例の記録
- 8) 教育セミナーもしくは学術講習会の受講証明書（2回分）

第11条 施行細則第4章、第10条にいう症例の記録とは以下である。

所定の用紙に記載された手術記録（10症例：申請者が執刀、もしくは第1助手を務めた症例）および手術症例の一覧表

第12条 暫定措置制度（制度規則第7章、第18条、第19条）によって専門医の認定を申請する者は、制度規則第4章、第7条の試験および施行細則第4章、第10条、4) 研修証明書、6) 業績目録、7) 症例の記録、および8) 教育セミナー受講証明書の提出は免除される。

第5章 更新申請書類

第13条 専門医の更新を申請する者は、専門医資格の有効期間満了の年度内に次の各項に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 業績目録：下記業績が求められる。
 - ・ 日本頭蓋顎顔面外科学会学術集会への参加
 - ・ 日本頭蓋顎顔面外科学会学術集会での発表
 - ・ 頭蓋顎顔面外科領域の論文執筆
 - ・ 更新までの診療実績録

第6章 審査料および登録料

第14条 審査料は、次の如くである。

認定審査料	10,000円
更新審査料	10,000円

第15条 既納の審査料は、返却しない。

第16条 登録料は、次の如くである。

認定登録料 10,000 円

更新登録料 10,000 円

第 17 条 既納の登録料は返却しない。

第 7 章 審査の時期および申請先

第 18 条 委員会は、専門医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施 6 カ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第 19 条 申請先および手数料送金先は、日本頭蓋顎顔面外科学会事務局である。

第 8 章 附則

第 20 条 この細則は、平成 21 年（2009 年）11 月 20 日より施行する。

第 21 条 この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第 22 条 この細則の実施に関して生じる疑義については、専門医委員会で審議し決定するものとする。

第 23 条 この細則の第 9 条第 5 項および第 10 条 8 項で定める学術講習会は第 6 回（2010 年度）以降の学術講習会とする。